

## 鳥取県告示第97号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大背字岡ノ奥1342、1343の1、1344、1345の1、1346から1350まで、1351の1から1351の16まで、1352から1355まで、1356の1、1357の1、1357の3、字古寺谷1380の1、1380の2、1381の1、1381の2、1382、1383の1、1383の2、1384の1、1384の2、1385の1から1385の4まで、1386、1387の1、1387の3、1388から1393まで、1394の1、1394の3、1395の1から1395の28まで、1396の1、1396の3、1397の1、1397の3、1398の1、1398の3、1399の1、1399の3、1400の1、1400の3、1401の1、1402の1、1402の2、1403から1405まで、1406の1、1406の3、1407の1、1408の1、1408の3、1409の1、1409の3、1410の1、1410の4、1411の1、1412、1413、1414の1、1414の3、字龍ヶ谷1441の1、1441の19、1441の21、字火尾ノ谷1464

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）